

島牧村公共施設等総合管理計画概要版

1. 公共施設等総合管理計画とは

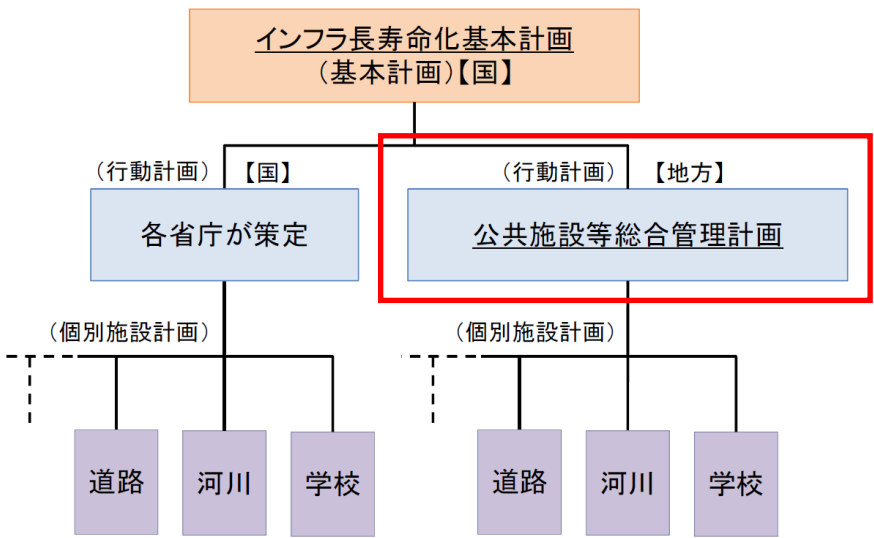
《背景と目的》

各地方公共団体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えています。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要の変化が見込まれているため、村内の施設全体の最適化を図る必要があります。

これらのことから、公共施設の現状と課題を踏まえながら、将来を見据え、安定した行政サービスを維持・提供していくために、公共施設の有効活用と改善に向けた公共施設等総合管理計画を策定します。

《計画の位置づけ》

平成25年11月に、国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定します。

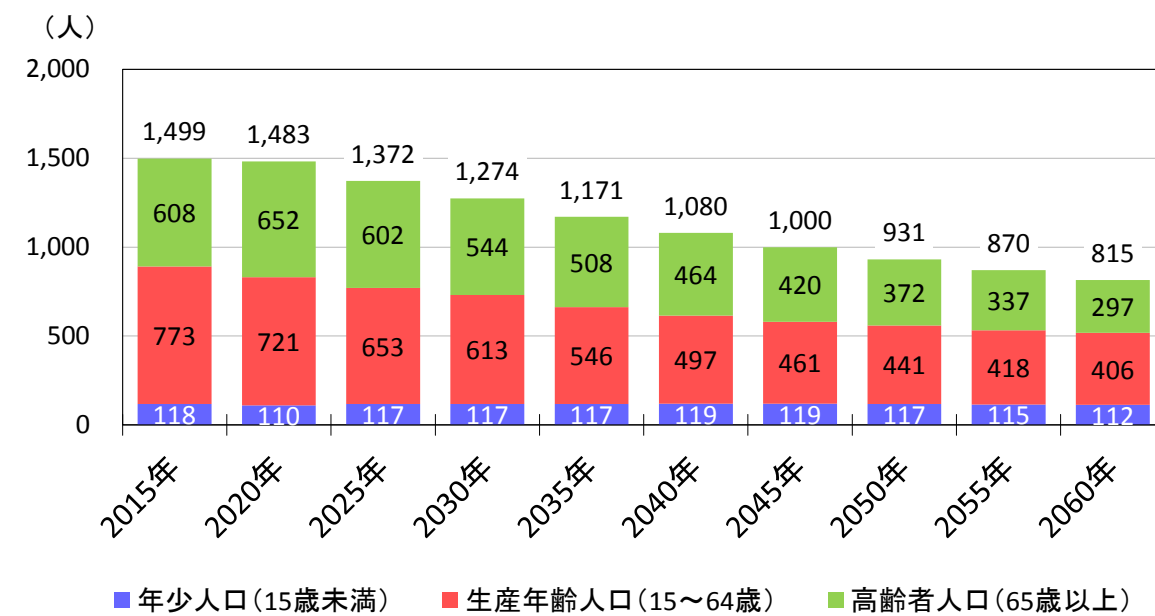


2. 本村を取り巻く現状

《総人口の将来の見通し》

2015年（平成27年）に実施された国勢調査による本村の人口は1,499人となっています。島牧村まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンによると、今後も人口の減少傾向は続き、2060年（平成72年）には815人になると推計されています。

また、人口減少に伴い、少子高齢化が進展しており、高齢化率は2020年（平成32年）には44.0%になると予測されています。



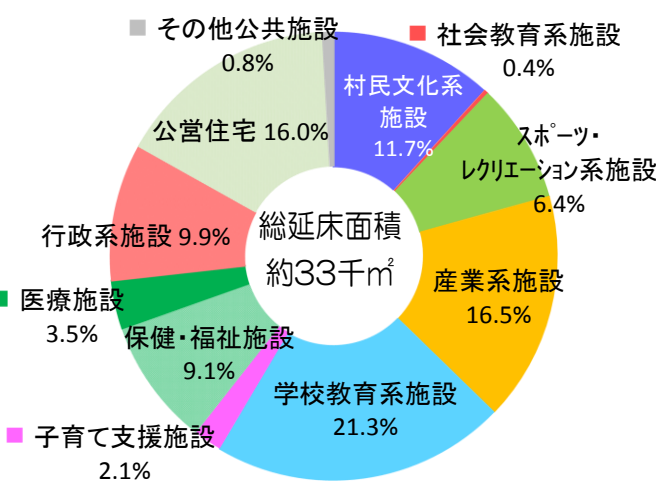
《公共施設の状況》

本村が保有している公共施設は、52施設、総延床面積約33千㎡です。このうち、学校教育系施設（21.3%）産業系施設（16.5%）、の2つの施設分類で公共施設の総延床面積の37.8%を占めています。また、平成28年8月末現在、建築後40年を経過した施設が約32.4%を占める状況にあり、10年後にはその割合が54.3%となります。

《インフラの状況》

本村が管理している道路は、村道及び農道・林道をあわせて約120km、橋りょうは、全31橋となっています。また、簡易水道の管路は総延長約51km が整備されており、生活排水処理施設として村有の浄化槽が170基整備されています。

【公共施設の施設分類別延床面積】



【公共施設の経過年数別割合】

経過年数	割合
10年未満	0.9%
10～19年	21.6%
20～29年	23.2%
30～39年	21.9%
40年以上	32.4%

【インフラの保有状況】

種類	数	量
道路	延長	120,142m
	面積	622,517㎡
橋りょう	橋数	31 橋
	面積	3,874㎡
簡易水道	延長	50,646m
浄化槽	基数	170 基

※平成28年8月末現在

3. 公共施設等をめぐる課題

《公共施設等の老朽化への対応》

本村の公共施設は、建築後40年を経過した老朽施設が多く、それらをすべて維持していくためには、修繕・更新等に多額の費用が必要となります。昭和40～昭和50年代に集中的に建築された公共建築物の中には、今後数年で建築後40年を経過するものも多く、公共建築物の修繕・更新等に係る費用はさらに増大することが予測されます。

さらには、道路、橋りょう、簡易水道等といった村民生活に大きく影響する施設も多く管理しており、計画的な維持管理・修繕・更新等が必要となります。

こうしたことから、保有または管理する公共施設等の総量を見極めながら、必要とされる公共施設等を適正な状態で計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが求められます。

《人口減少・少子高齢化の進展》

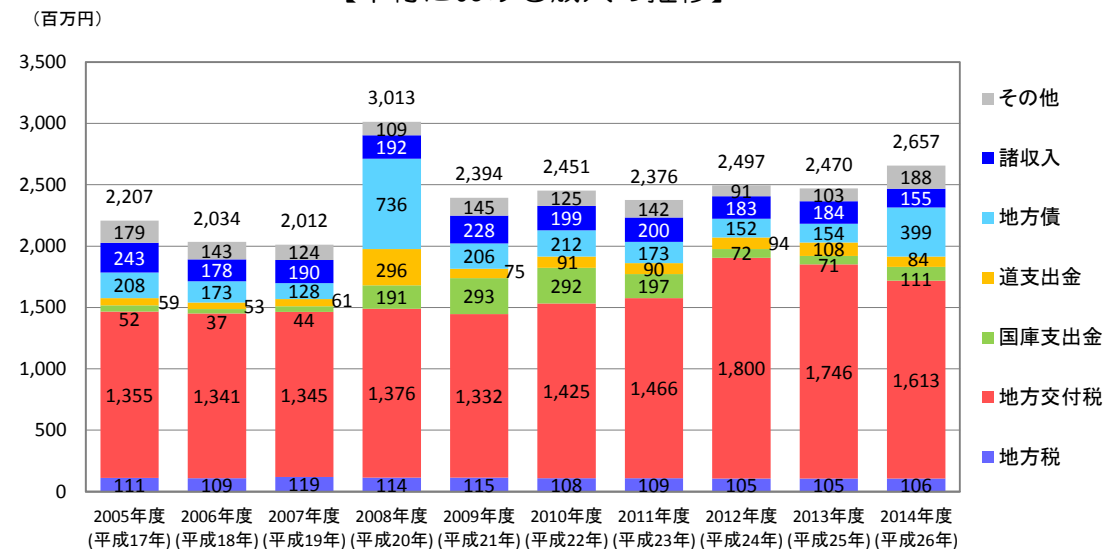
本村は人口減少が続いており、今後もその傾向が続くものと見込まれています。また、少子高齢化により年少人口は減少し、高齢者数は2020年（平成32年）頃までは増加すると見込まれています。

こうした状況を踏まえ、村民ニーズ等を的確に把握し、必要な公共サービス・施設等の規模を適切に判断して行く必要があります。

《財政状況への対応》

本村の財政は、今後、公共施設等の修繕・更新等に係る費用の増大や、少子高齢化等へ対応するための歳出増加が予測されます。さらに、人口減少に伴い、税収も減少することが見込まれるため、公共施設等に関係した歳出をできる限り抑制し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

【本村における歳入の推移】



4. 公共施設等総合管理計画【基本方針】

《計画期間》

公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることや、本村の最上位計画であり、むらづくりの指針である島牧村総合計画と計画期間の整合性をとる観点から、2017年度（平成29年度）から2028年度（平成40年度）までの12年間を計画期間として策定します。

本計画については、歳入減少や歳出増加、制度改正など、本村を取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。

《基本的な考え方》

公共施設等の更新問題に対し、将来の社会状況や財政状況、村民のニーズを見据えて施設を更新していくためには、個々の施設ごとの村民ニーズや維持管理を考慮した上で、公共施設等の全体最適化を図った施設の管理・運営・有効活用等を推進していく必要があります。

また、公共施設を「資産」として効果的、効率的に有効活用しつつ管理していく視点が必要となります。

インフラ施設については、村民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時等には救援や災害復旧等においても重要な基盤設備であることから、計画的な整備や修繕・更新等を行っていく必要があります。

《基本方針》

方針1 総資産量の適正化

施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び他機能施設の複合化などを基本として、全村的な視点をもって、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討します。

これらを検討したうえで、必要とされる公共施設については計画的に修繕・更新します。

方針2 長寿命化の推進

今後も保有すべき公共施設等については、これまでの対症療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を行い、施設の長寿命化、施設のライフサイクルコストの削減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努めます。

方針3 維持管理費の抑制

民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努めます。

5. 計画の推進方策

本計画の進行管理にあたっては、庁内の関係各課と協議・連携を行いながら、本村のむらづくりに関する各種計画や、施設ごとの長寿命化計画などとの総合調整を行い、全庁体制で計画の推進を図ります。

また今後は、施設種類ごとに策定される、あるいは見直しが行われる長寿命化計画等に基づくフォローアップを実施し、本計画の内容を適宜見直ししながら充実を図っていきます。